

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和4年4月19日

（令和4年度諮問第1号）

答申日：令和5年6月9日

（令和5年度答申第3号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年6月30日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（障害者支援課））の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和4年3月15日付け審理第86号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年4月19日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

以下「政令」という。)別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 令和3年2月22日付け特別児童扶養手当認定診断書(循環器疾患の障害用)

(以下「本件診断書」という。)の「①障害の原因となった傷病名」の記載によると、本件児童には、「〇〇」があるとされていることから、本件児童の障害等級は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(以下「認定要領」という。)の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)第10節/〇〇により判断されることとなる。

認定基準第10節2(9)によると、認定基準第10節2(7)の表のアからサまでのいずれか二つ以上の異常検査所見があり、かつ、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のウに該当するものは、障害等級1級と認定することとされている。また、認定基準第10節2(7)の表のアからサまでのいずれか一つの異常検査所見があり、かつ、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のア又はイに該当するものは、障害等級2級と認定することとされている。

なお、認定基準第10節2(9)において、「乳児で著しい体重増加の障害(略)があるもの」についても障害等級1級と認定することとされているが、本件児童は〇歳であり、乳児には該当しないことは、明らかである。

イ 異常検査所見について

本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「3検査所見」の「(1)心電図所見」の記載によると、「〇〇」が「有」とされており、本件児童には、認定基準第10節2(7)の表のオに該当する異常検査所見があることが認められる。

また、本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「3検査所見」の「(3)動脈血ガス分析又は経皮酸素飽和度」の記載によると、経皮酸素飽和度は、「〇%」とされており、本件児童には、認定基準第10節2(7)の表のサに該当する異常検査所見があることが認められる。

よって、本件児童には、認定基準第10節2(7)の表の「いずれか2つ以上の異常検査所見」があることが認められる。

なお、本件診断書の「⑫疾患別所見」の「3不整脈」の欄において「〇〇」が「有」とされており、「〇〇」との所見があるが、処分庁によると「本件児童に〇〇の所見があることが認められるものの、最低心拍数が40以下になると徐脈による息切れやめまいなどの症状が出やすくなるとされており、本件児童の最低心拍数は〇であるため、その症状が重症であるとまでは認められないと判断した」

として、認定基準第 10 節 2(7)の表の力には該当しないと判定したとしているが、〇〇が重症であるかどうか、すなわち認定基準第 10 節 2(7)の表の力には該当するかどうかにかかわらず、本件児童には、認定基準第 10 節 2(7)の表の「いずれか 2 つ以上の異常検査所見」があることが既に認められるから、本件児童に〇〇の所見があることは、本件処分における障害等級の判定には、影響しない。

その他、本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の記載内容からすると、本件児童が、認定基準第 10 節 2(7)のアからエまで及びキからコまでに該当しないことは、明らかである。

#### ウ 一般状態区分表について

(ア) 本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「2 一般状態区分」の記載は「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」とされており、これは、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のアからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) また、本件診断書の「⑫疾患別所見」の欄の「1 先天性心疾患・後天性心疾患」の「(1)症状について」の記載によると、「学校生活管理指導表の指導区分」は「D」とされている。学校生活管理指導表（公益財団法人日本学校保健会作成）では、指導区分の「D」は、「「同年齢の平均的児童生徒にとっての」中等度の運動（審査会注：学校生活管理指導表における「中等度の運動」とは、「同年齢の平均的児童生徒にとって、少し息がはずむが、息苦しくはない程度の運動」と定義されている。）も参加可」とされており、このことから、本件児童は、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のアからウまでのいずれに該当するとは認められない。

(ウ) 以上のとおり、本件児童は、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のアからウまでのいずれにも該当しないことが認められる。

エ よって、本件児童は、認定基準第 10 節 2(9)に定められた 1 級の認定基準（認定基準第 10 節 2(7)の表のアからサまでのいずれか二つ以上の異常検査所見があり、かつ、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のウに該当するもの）及び 2 級の認定基準（認定基準第 10 節 2(7)の表のアからサまでのいずれか一つの異常検査所見があり、かつ、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のア又はイに該当するもの）のどちらにも該当しないことが認められる。

(2) 審査請求人は、本件児童は手術を待っている状態であり、本件診断書に記載の日常生活の状態や予後が反映されていないと主張している。

本件診断書の「⑫現症時の日常生活活動能力」の欄には、「運動が制限される」と、また、「⑭予後」の欄には、「近々手術の可能性あり」、「長期にわたって厳重な観察、管理が必要」と記載されている。

このうち、運動の制限については、本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「2 一

一般状態区分表」には「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」と記載されていること及び「⑫疾患別所見」の欄の「1 先天性心疾患・後天性心疾患」の「(1)症状について」の「学校生活管理指導表の指導区分」は「D」（「同年齢の平均的児童生徒にとっての」中等度の運動も参加可）とされていることからすると、本件児童には運動の制限はあるものの、制限の程度は軽度であると認められる。

また、本件診断書には、手術の予定がある旨の記載があることから、本件児童には、手術を要する程度の検査所見があることが推認されるものの、手術の予定があることによって、障害等級の判定に当たり、本件児童の日常生活の制限の程度について、本件診断書の「一般状態区分表」及び「学校生活管理指導表の指導区分」の記載内容と異なる評価とすべき根拠は、見当たらない。

また、「一般状態区分表」及び「学校生活管理指導表の指導区分」は、本件児童の日常生活能力や運動の制限の程度を考慮した上で主治医が記載したものであり、本件処分は、この記載内容に基づいて行われたと認められるから、本件処分に当たって、本件診断書に記載の日常生活の状態や予後が反映されていないとする審査請求人の主張は、失当である。

- (3) 本件児童は、前回処分時は障害等級〇級との判定を受けているが、前回処分時に提出された平成 31 年 3 月 14 日付け特別児童扶養手当認定診断書（循環器疾患の障害用）（以下「前回診断書」という。）によると、認定基準第 10 節 2(7)の異常検査所見については、オに該当し、「⑪循環器疾患」の欄の「2 一般状態区分表」の記載が「Ⅲ歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの」であった（なお、前回処分時は本件児童は〇歳であったため、前回診断書には学校生活管理指導表の指導区分は記載されていない。）ことから、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のアに該当するとして、本件児童は、認定基準第 10 節 2(7)の表のアからサまでのいずれか一つの異常検査所見があり、かつ、認定基準第 10 節 2(8)の一般状態区分表のアに該当する（認定基準第 10 節 2(9)）として、障害等級〇級と認定していたことが認められる。

本件診断書では、本件児童は、認定基準第 10 節 2(7)の表のオ及びサに該当するとされているものの、「⑪循環器疾患」の欄の「2 一般状態区分表」の記載は「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」となっていたことからしても、前回処分時と比較しても日常生活の制限の程度は軽度となっており、本件児童の〇〇による障害の状態は、改善していたことが認められる。

- (4) したがって、本件児童は、日常生活において、運動等に一定の制限を受けることが認められるものの、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制

限を加えることを必要とする程度のもの」(障害等級2級相当)であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第10節の障害の程度1級及び2級に該当しないと処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問(令和4年4月19日)

2 第1回審議(令和5年4月20日)  
本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議(令和5年6月9日)  
答申案を検討し、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

(1) 法第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と規定し、法第2条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定している。また、法第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき……は、その父若しくは母……に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。」と規定し、第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長)の認定を受けなければならない。」と規定している。

(2) 特別児童扶養手当は、法第2条第1項に規定する「障害児」、すなわち、20歳未満であつて、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者について支給することとしており、各級の障害の状態は、政令別表第3において定めている。

特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしているが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で、認定することとしている。

また、認定要領2(6)において、「各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。」としており、〇〇による障害の程度については、臨床症状、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとし、「当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する」こととしている。

- (3) 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務としている。
- (4) 局長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けられており（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知））、処分庁においては、局長通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の審査基準と位置付け、事務を行っている。
- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 本件診断書の「①障害の原因となった傷病名」の記載によると、本件児童には、「〇〇」があるとされていることから、本件児童の障害等級は、認定基準第10節／〇〇により判断することとなる。

認定基準第10節2(9)によると、認定基準第10節2(7)の表のアからサまでのいずれか二つ以上の異常検査所見があり、かつ、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のウに該当するものは、障害等級1級と認定することとしており、認定基準第10節2(7)の表のアからサまでのいずれか一つの異常検査所見があり、かつ、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のア又はイに該当するものは、障害等級2級と認定することとしている。

なお、認定基準第10節2(9)において、「乳児で著しい体重増加の障害（略）があるもの」についても障害等級1級と認定することとしているが、本件児童は〇歳であり、乳児には該当しないことは、明らかである。

イ 本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「3 検査所見」の「(1)心電図所見」の記載によると、「〇〇」が「有」とされており、本件児童には、認定基準第10節2(7)の表のオに該当する異常検査所見があることが認められる。

また、本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「3 検査所見」の「(3)動脈血ガス分析又は経皮酸素飽和度」の記載によると、経皮酸素飽和度は、「〇%」とされており、本件児童には、認定基準第10節2(7)の表のサに該当する異常検査所見があることが認められる。

よって、本件児童には、認定基準第10節2(7)の表の「いずれか2つ以上の異常検査所見」があることが認められる。

ウ 本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「2 一般状態区分」の記載は「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」とされており、これは、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のアからウまでのいずれにも該当しないとの処分庁の判断には合理性が認められる。

また、本件診断書の「⑫疾患別所見」の欄の「1 先天性心疾患・後天性心疾患」の「(1)症状について」の記載によると、「学校生活管理指導表の指導区分」は「D」とされている。学校生活管理指導表（公益財団法人日本学校保健会作成）では、指導区分の「D」は、「「同年齢の平均的児童生徒にとっての」中等度の運動（審査会注：学校生活管理指導表における「中等度の運動」とは、「同年齢の平均的児童生徒にとって、少し息がはずむが、息苦しくはない程度の運動」と定義されている。）も参加可」とされており、このことから、本件児童は、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のアからウまでのいずれに該当するとは認められないとの処分庁の判断には合理性が認められる。

よって、本件児童は、認定基準第10節2(9)に定められた1級の認定基準及び2級の認定基準に該当しないことが認められる。

(2) 審査請求人は、本件児童は手術を待っている状態であり、本件診断書に記載の日常生活の状態や予後が反映されていないと主張しており、本件診断書の「⑫現症時の日常生活活動能力」の欄には、「運動が制限される」と、また、「⑭予後」の欄には、「近々手術の可能性あり」、「長期にわたって嚴重な観察、管理が必要」と記載されている。

運動の制限について、本件診断書の「⑪循環器疾患」の欄の「2 一般状態区分表」には「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」と記載されていること及び「⑫疾患別所見」の欄の「1 先天性心疾患・後天性心疾患」の「(1)症状について」の「学校生活管理指導表の指導区分」は「D」（「同年齢の平均的児童生徒にとっての」中等度の運動も参加可）とされていることからすると、本件児童には運動の制限はあるものの、制限の程度は軽度であると認められる。



また、本件診断書には、手術の予定がある旨の記載があり、本件児童には、手術を要する程度の検査所見があることが推認されるものの、障害等級の判定に当たり、本件児童の日常生活の制限の程度について、本件診断書の「一般状態区分表」及び「学校生活管理指導表の指導区分」の記載内容から、本件児童の障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度であるとまでは認められないとの処分庁の判断には合理性が認められる。

また、「一般状態区分表」及び「学校生活管理指導表の指導区分」は、本件児童の日常生活能力や運動の制限の程度を考慮した上で主治医が記載したものであり、本件処分は、この記載内容に基づいて行われたと認められるから、本件処分に当たって、本件診断書に記載の日常生活の状態や予後が反映されていないとの審査請求人の主張は、認められない。

- (3) 本件児童は、前回処分時は障害等級〇級との判定を受けているが、前回処分時に提出された前回診断書によると、認定基準第10節2(7)の異常検査所見については、オに該当し、「㊦循環器疾患」の欄の「2一般状態区分表」の記載が「Ⅲ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」であったことから、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のアに該当するとして、本件児童は、認定基準第10節2(7)の表のアからサまでのいずれか一つの異常検査所見があり、かつ、認定基準第10節2(8)の一般状態区分表のアに該当するとして、障害等級〇級と認定していたことが認められる。

本件診断書では、本件児童は、認定基準第10節2(7)の表のオ及びサに該当するとされているものの、「㊦循環器疾患」の欄の「2一般状態区分表」の記載は「Ⅱ軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」となっていたことからしても、前回処分時と比較しても日常生活の制限の程度は軽度となっており、本件児童の〇〇による障害の状態は、改善していたことが認められる。

したがって、本件児童は、日常生活において、運動等に一定の制限を受けることが認められるものの、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第10節の障害の程度1級及び2級に該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。